

# 潟上市自治基本条例の見直しに関する意見募集

## (パブリック・コメント)

本市は、市民の「参画」と「協働」による市政の運営を目指し、本市の自治に関する最高規範と位置づける「潟上市自治基本条例」を平成24年6月に公布、翌25年1月1日に施行しました。

同条例には、施行後4年を超えない期間ごとに、社会経済情勢の変化に照らして内容を見直すという規定が設けられており、今年度は見直しの検討時期となっています。

潟上市自治基本条例推進委員会での検討の結果、「現時点では条例の周知や理念の実現に向けた取組を推進することが必要であり、条例改正等を行わない」方針としています。

この方針について市民の皆様から意見を募集します。

### ・資料の閲覧場所

- ① 市ホームページ
- ② 市役所企画政策課及び天王・昭和・飯田川・追分の各出張所  
※ 閲覧時間は開庁日の8時30分から17時15分まで

### ・意見の提出期限

11月11日(月)まで

### ・意見提出の提出先と提出方法

- ①お持ちいただく場合  
市役所企画政策課又は天王・昭和・飯田川・追分の各出張所のいずれかまで
- ②郵送の場合  
〒010-0201  
潟上市天王字棒沼台226番地1 潟上市役所企画政策課企画政策班宛
- ③ファックスの場合  
018-853-5211 潟上市役所企画政策課企画政策班宛
- ④Eメールの場合  
kikaku@city.katagami.lg.jp

※電話での受付は原則としていたしません。何らかのご事情で上記の方法による提出が困難な場合には、お問い合わせください(電話018-853-5302)。

### ・お寄せいただいたご意見

皆様からお寄せいただいたご意見については、個人情報を除き、その内容を公表します。公表の方法は「資料の閲覧場所」に記載する方法と同様とします。